

第11期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 事業報告
 - 企業集団の現況
 - 直前3事業年度の財産及び損益の状況
 - 主要な事業内容
 - 主要な営業所
 - 使用人の状況
 - 主要な借入先の状況
 - 株式の状況
 - 新株予約権等の状況
 - 会社役員の状況
 - 社外役員に関する事項
 - 会計監査人の状況
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 連結計算書類
 - 連結貸借対照表
 - 連結損益計算書
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
- 計算書類
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
- 監査報告書
 - 連結計算書類に係る会計監査報告

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、上記の事項につきましては、当社ウェブサイト（アドレス <https://plaid.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

1. 企業集団の現況

(1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2019年9月期)	第 9 期 (2020年9月期)	第 10 期 (2021年9月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売 上 高(千 円)	—	—	5,444,810	7,295,234
経 常 損 失 (△) (千 円)	—	—	△105,786	△983,503
親会社株主に帰属する当期純 損 失 (△) (千 円)	—	—	△106,650	△930,777
1 株当たり当期純損失 (△) (円)	—	—	△2.86	△24.30
総 資 産(千 円)	—	—	6,983,950	7,091,301
純 資 産(千 円)	—	—	4,953,459	4,070,140
1 株 当 た り 純 資 産 額(円)	—	—	128.30	104.98

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、第10期より連結計算書類を作成しております。

3. 当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分)等を適用しております。当該適用にあたっては、同基準に定める経過的な取り扱いに従っております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2019年 9 月期)	第 9 期 (2020年 9 月期)	第 10 期 (2021年 9 月期)	第 11 期 (当事業年度) (2022年 9 月期)
売 上 高(千 円)	2,937,299	4,007,850	5,444,810	6,551,420
経 常 損 失 (△) (千 円)	△678,663	△1,205,095	△84,786	△505,709
当 期 純 損 失 (△) (千 円)	△840,993	△1,207,388	△161,398	△523,451
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△25.05	△34.24	△4.33	△13.67
総 資 産(千 円)	2,202,017	3,068,993	6,584,287	7,133,560
純 資 産(千 円)	1,188,815	1,604,094	4,809,065	4,411,163
1 株 当 た り 純 資 産 額(円)	△45.91	△78.17	126.86	114.11

(注) 1. 当社は2019年2月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

2. 当事業年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分)等を適用しております。当該適用にあたっては、同基準に定める経過的な取り扱いに従っております。

(2) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

事業	主要サービス
SaaS事業	CX (顧客体験) プラットフォーム「KARTE」 CXマネジメントクラウド「EmotionTech CX」 EX (従業員体験) マネジメントクラウド「EmotionTech EX」

(3) 主要な営業所 (2022年9月30日現在)

① 当社

本 社	東京都中央区
-----	--------

② 子会社

株式会社エモーションテック	東京都港区
株式会社RightTouch	東京都目黒区

(4) 使用人の状況 (2022年9月30日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
337 (48) 名	75名増 (12名増)

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(5) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	1,200,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円
株式会社日本政策金融公庫	190,000千円
株式会社りそな銀行	143,994千円
株式会社みずほ銀行	55,520千円
株式会社商工組合中央金庫	50,000千円

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする計3行からの協調融資によるものであります。

2. 株式の状況（2022年9月30日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 141,635,600株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 38,606,900株 |
| (3) 株主数 | 17,786名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
倉 橋 健 太	10,965千株	28.4%
柴 山 直 樹	7,066千株	18.3%
G O O G L E I N T E R N A T I O N A L L L C	1,420千株	3.6%
G I C P R I V A T E L I M I T E D - C	660千株	1.7%
株 式 会 社 S B I 証 券	496千株	1.2%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	444千株	1.1%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	402千株	1.0%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT A C C T S M I L M F E	377千株	0.9%
牧 野 祐 己	312千株	0.8%
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	310千株	0.8%

（注）持株比率は、自己株式（63株）を発行済株式の総数から控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

(2022年9月30日現在)

名称	第1回新株予約権	第3回新株予約権
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役 当社監査役	0名 0名 1名 (注) 1	0名 0名 1名 (注) 1
新株予約権の数	23個	10個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 23,000株	当社普通株式 10,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 33円	1株当たり 100円
新株予約権の行使期間	自 2015年7月1日 至 2025年6月30日	自 2020年2月24日 至 2028年2月23日
新株予約権の主な行使の条件	(注) 2	(注) 2

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社社外取締役 当社監査役	1名 0名 0名	0名 1名 2名
新株予約権の数	152個	90個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 152,000株	当社普通株式 90,000株
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 603円	1株当たり 603円
新株予約権の行使期間	自 2021年1月12日 至 2029年1月11日	自 2021年3月20日 至 2029年3月19日
新株予約権の主な行使の条件	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 当社従業員として付与された新株予約権であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (ア) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役その他の役員、使用人又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。
 - (イ) 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。
 - (ウ) 本新株予約権 1 個の分割行使はできない。
3. 2019年4月4日付で行った普通株式 1 株につき 1,000株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4. 会社役員の状況

社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	平 野 正 雄	株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長 早稲田大学商学大学院 教授 株式会社ユーザベース 社外取締役
社 外 監 査 役	中 町 昭 人	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー
社 外 監 査 役	山 並 憲 司	株式会社Smart Opinion 代表取締役社長 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社 社外取締役

(注) いずれの兼職先も、当社と特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割 対 して 行 っ た 職 務 の 概 要
社外 取締役 平 野 正 雄	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外 監査役 中 町 昭 人	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法務・コンプライアンス等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っており、取締役会が実効性の高い監督機能を担う為に必要な役割を果たしております。
社外 監査役 山 並 憲 司	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査役会12回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、また主に法務・コンプライアンス等に関し、適宜発言を行っており、取締役会が実効性の高い監督機能を担う為に必要な役割を果たしております。

(注)上記の取締役会出席回数に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

当社は、健全性を維持しながら企業価値を継続的に向上させるために、コンプライアンス及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、以下のとおり、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「グループ」もしくは「グループ会社」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っている。

なお、以下に掲げる事項は、グループ会社において既に構築され、実施されている体制について確認するものであるが、今後も不断の見直しにより、その時々々の要請に合致した体制を構築し、実施していくものである。

① グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.当社は、取締役および使用人が法令および定款を遵守して事業活動を行う企業文化を構築するため、コンプライアンスに関する諸規程を制定し適正な運用を行うとともに、代表取締役は、コンプライアンスの重要性が浸透するよう取締役および使用人に啓蒙する。

ロ.コンプライアンス違反に対し、取締役、監査役、および使用人等当社で就業するすべての者からの通報体制として内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、適正な運用を行う。

ハ.内部監査担当者は内部監査規程に基づき、法令および定款の遵守体制に関する監査を行い、その有効性について評価を行う。監査の結果、是正、改善の必要があるときは、直ちに代表取締役および監査役に報告を行う。

二.反社会的勢力からの不当な要求には弁護士および警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

イ.取締役の職務執行に関する情報は、法令ならびに取締役会規程および文書管理規程に基づき適正に作成、保存、管理する。

ロ.当社は、業務上取扱う情報について情報セキュリティ規程に基づき、適切に保存および管理する体制を整備し、運用する。

③ グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ.当社のリスク管理体制強化のためにリスク管理規程を制定し、リスク評価および対応は、管理部門が推進する。

ロ.リスク管理委員会において、各種リスク管理の方針等について審議等を行い、重要事項は必要に応じて取締役会に報告を行う。

ハ.内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対し監査を行い、その有効性について評価する。体制や運用方法について改善の必要があるときは、直ちに代表取締役および監査役に報告を行う。

④ グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.定款および取締役会規程に基づき、適正に取締役会を運営し、取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて随時開催する。

ロ.取締役会は、取締役会規程に則り経営上の重要事項の決議を行うとともに、業務の執行状況等の報告および協議を行う。

ハ.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、および稟議規程を制定し、適正に運用する。

ニ.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、経営にかかわる業務執行上の重要事項については、当社の代表取締役、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、および常勤監査役から構成される当社の経営会議において決議、協議、報告を行う。経営会議は、原則として毎月1回、その他必要に応じて随時開催する。

⑤ グループ会社における業務の適正を確保するための体制

イ.当社は、子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、事業アライアンスや社内協業を通じて企業集団として統制環境の統一に努めるものとする。

ロ.子会社には、必要に応じて当社から取締役および従業員等を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。

ハ.当社のコンプライアンスやリスク管理を所管する管理部門、その他内部統制機能を所管する部門は、子会社が当社に準拠して構築する内部統制およびその適正な運用状況について十分な連携を図る。

ニ.当社は、財務報告に関する基本方針を定め、グループ全体の財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ.監査役は、監査の実効性の確保の観点から、監査役の職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という。）を設置することを取締役会に対して要請することができる。

ロ.監査役は、補助使用人を設置する場合には、補助使用人の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるよう努める。

ハ.補助使用人の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権、補助使用人に対する監査役の指揮命令権等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分に留意する。

⑦ グループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ.監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席する。

ロ.監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針、事業の環境と推進状況等について説明を受けるとともに、監査の実効性を高めるための要望等についても意見を交換する。

ハ.監査役は、取締役のほか、コンプライアンスやリスク管理を所管する管理部門、その他内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受ける。

二.内部通報窓口担当部門は、内部通報制度の通報内容および状況を直ちに監査役に報告を行う。

ホ.内部監査担当者は、監査役に対しその監査計画および監査結果について定期的に報告を行い、監査役は必要に応じて調査を求める。

ヘ.監査役は取締役と協議し、監査役に報告を行った者又は内部通報制度における通報を行った者が、当該報告又は通報を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

ト.各監査役が意思疎通を図り、監査および経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うことにより、監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査役共通の事項について決定するために監査役会を設置する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ.監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

ロ.監査役は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役および監査役会に報告する。

ハ.監査役会は、会計監査人との十分な連携を図る。

二.監査役は、職務の執行について生ずる費用について、代表取締役と協議のうえあらかじめ予算に計上し、緊急又は臨時に支出した費用と合わせて当該費用を、会社から前払又は償還を受けることができる。

ホ.監査役は、必要に応じて弁護士等外部専門家の意見を徴することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を17回開催し、重要事項の決定等を行い、取締役の業務執行を監督しております。また、代表取締役、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、及び常勤監査役から構成される経営会議、その他の会議等を定期的に開催しております。これらを通じて、業務の適正性・効率性を確保しております。

② 監査役会の職務執行について

当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき内部統制システムを通じて監査を実施しております。取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や、各部門に対するヒアリング、代表取締役、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことなどで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備状況並びにその運用状況を確認しております。

③ 当社における業務の適正の確保について

諸規程に基づき、稟議申請システム等による管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の重要な会議での報告を義務とするなど業務の適正性を確保しております。また、内部監査担当者が、当社のすべての部門に対して内部監査を実施しております。

④ コンプライアンス・リスク管理について

イ.リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について協議を行い、具体的な対応を検討しております。

ロ.社内の通報体制の窓口を整備し、すべての取締役及び使用人に対して告知等を行うことで周知を図るとともに、通報される事案に対応することとしております。

ハ.プライバシーマーク認定基準に則り個人情報を取り扱っており、更新審査をクリアしております。

ニ.情報セキュリティの強化、及びその効率化を一層推進するため、管理部門において、対処すべき課題の分析と体系化を通じて、全社的な対策の実施と有用性の検証等を行っております。

ホ.取引先について反社会的勢力であるかどうかの確認をしております。また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むなど反社会的勢力の情報収集に係る取組みを継続的に実施しております。

ヘ.BCPとして、大規模障害等を想定した対策の継続的な実施等、不測の事態に備えております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営施策と認識しておりますが、現状において成長過程であり、さらなるサービスの強化、人材確保や経営基盤の強化等の戦略的投資に備えるため、当面は内部留保の充実を優先させる方針としております。最近事業年度においては、上記の理由から配当を実施せず、内部留保の確保を優先いたしました。内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

当社は、会社設立以来、配当を実施しておりませんが、将来的には、経営環境、財政状態や内部留保の状況を勘案し、株主に対する利益還元を検討していくこととしております。なお、具体的な実施時期、内容をはじめ、今後の配当の実施有無については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。当社は会社法第459条第1項に基づき、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は取締役会としております。

(注) 本事業報告では、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を省略しております。

本事業報告中の「千円」単位は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,148,848	流 動 負 債	1,881,916
現 金 及 び 預 金	4,240,577	買 掛 金	5,632
受取手形及び売掛金	710,444	短 期 借 入 金	200,000
そ の 他	197,826	1年内返済予定の長期借入金	513,076
固 定 資 産	1,942,452	未 払 金	456,581
有 形 固 定 資 産	60,814	未 払 法 人 税 等	32,272
建 物	26,227	契 約 負 債	396,699
減 価 償 却 累 計 額	△26,186	受 注 損 失 引 当 金	9,289
建 物 (純 額)	40	そ の 他	268,366
工 具 、 器 具 及 び 備 品	164,371	固 定 負 債	1,139,243
減 価 償 却 累 計 額	△103,597	長 期 借 入 金	1,126,438
工 具 、 器 具 及 び 備 品 (純額)	60,773	繰 延 税 金 負 債	12,805
無 形 固 定 資 産	1,444,600	負 債 合 計	3,021,160
の れ ん	1,444,600	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	437,038	株 主 資 本	4,023,850
投 資 有 価 証 券	110,395	資 本 金	2,690,028
敷 金 及 び 保 証 金	310,218	資 本 剰 余 金	4,650,030
従業員に対する長期貸付金	16,414	利 益 剰 余 金	△3,315,980
そ の 他	10	自 己 株 式	△228
資 産 合 計	7,091,301	その他の包括利益累計額	29,015
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	29,015
		新 株 予 約 権	5,718
		非 支 配 株 主 持 分	11,557
		純 資 産 合 計	4,070,140
		負 債 純 資 産 合 計	7,091,301

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,295,234
売上原価		1,928,065
売上総利益		5,367,168
販売費及び一般管理費		6,249,710
営業損失(△)		△882,541
営業外収益		
受取利息	244	
助成金収入	855	
受取手数料	989	
その他	1,174	3,265
営業外費用		
支払利息	27,515	
支払報酬	12,453	
支払手数料	2,506	
為替差損	58,676	
その他	3,074	104,227
経常損失(△)		△983,503
特別損失		
減損損失	7,028	
投資有価証券評価損	13,934	20,963
税金等調整前当期純損失(△)		△1,004,467
法人税、住民税及び事業税	4,400	4,400
当期純損失(△)		△1,008,867
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△78,090
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△930,777

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,642,620	4,602,623	△2,385,202	△114	4,859,926
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	47,407	47,407			94,815
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△930,777		△930,777
自己株式の取得				△113	△113
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	47,407	47,407	△930,777	△113	△836,076
当連結会計年度末残高	2,690,028	4,650,030	△3,315,980	△228	4,023,850

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	繰延ヘッジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 合 計			
当連結会計年度期首残高	1,598	1,598	2,287	89,647	4,953,459
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					94,815
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△930,777
自己株式の取得					△113
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	27,416	27,416	3,430	△78,090	△47,242
当連結会計年度変動額合計	27,416	27,416	3,430	△78,090	△883,318
当連結会計年度末残高	29,015	29,015	5,718	11,557	4,070,140

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社エモーションテック
株式会社RightTouch

当連結会計年度から、新規に設立いたしました株式会社RightTouchを連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～5年

工具、器具及び備品 3年～15年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…未払金

ハ. ヘッジ方針

為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、振当処理を採用しているものについては、その判定を以て、有効性の判定を省略しております。

⑤ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

⑥ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数（10年）で均等償却しております。

⑧ 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業であるSaaS事業において、顧客との契約から生じる収益は、プロダクトの提供に係るプロダクト収益とプロフェッショナルサービスの提供に係るサービス収益に分類されます。いずれの収益に関しても、月額基本料等のプロダクト及びサービスを継続的に提供することにより生じる収益は、顧客に移転されるプロダクト及びサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。プロダクトの初期導入に係る収益や一時的なスポットのサービス提供に係る収益は作業を完了することで履行義務を充足する取引と考えられるため、一時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当連結会計年度より「流動負債」の「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払報酬料」及び「為替差損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「支払報酬料」は20,999千円、「為替差損」は4,511千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん

1,444,600千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定しております。固定資産のグルーピングは、当社は報告セグメント単位を基礎とし、連結子会社については会社単位を基礎としております。

当社は、2021年9月28日付で、株式会社エモーションテック（以下、「エモーションテック」）の株式を取得し、連結子会社としており、のれんが発生しております。

エモーションテックに係るのれんについて減損の兆候はありませんが、仮に経営成績が悪化し、減損損失を計上することになった場合、連結計算書類において重要な影響があります。このため、減損損失の発生可能性と影響度を分析する目的で、割引前将来キャッシュ・フローと固定資産簿価を比較しております。この結果、割引前将来キャッシュ・フローは固定資産の簿価を超えていると判断し、減損損失は計上していません。

将来の売上高や割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、エモーションテックの事業計画を基礎として策定されており、事業計画には、積極的な営業人員及び顧客サポート人員の採用が新規販売契約の獲得数の増加や解約率の低減につながり、それによって、将来の売上高が増加するなど、利用可能な情報に基づいて設定した売上高の成長率等の仮定に基づく将来の見積りが含まれます。

これらの見積りにおいて用いた仮定について、エモーションテックの売上高が想定より伸び悩むこと等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

当社は、株式会社エモーションテックの株式取得資金及び機動的且つ安定的な資金調達を行うため、取引銀行3行との間でシンジケートローン契約（タームローン及びコミットメントライン）を締結しております。本契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	500,000千円
借入実行残高	—
差引額	500,000千円

なお、上記の契約については、財務制限条項が付されており、当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

- (1) 2021年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び各四半期会計期間の末日における連結貸借対照表に基づき算出される所要運転資金並びに現金及び預金の合計金額から、有利子負債の合計金額を差し引いた金額を0円以下としないこと。
- (2) 2021年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び各四半期会計期間の末日における単体の損益計算書に記載される営業損益を2四半期連続して損失としないこと。但し、営業損益が損失となる場合であっても、役員報酬、給料手当、雑給、法定福利費、福利厚生費、採用関連費及び広告宣伝費の合計金額が、売上金の50%相当額を超えた場合、かかる超過金額を販売費及び一般管理費から控除して算出した結果、営業損益が0以上となる場合には義務違反を構成しない。
- (3) トランシェAの実行日以降、預金残高をトランシェAの個別貸付未払金の元本金額以上に維持すること。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 38,606,900株
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 2,895,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については金融機関からの借入及び第三者割当により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金については顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、非上場株式については当該企業の財務状況の悪化等によるリスクを有しております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日です。また、その一部には外貨建債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引の利用にあたっては、外貨建金銭債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引に限定しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、受取手形及び売掛金については、期日管理及び残高管理を行う等によりリスク低減に努めております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

非上場株式については定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

外貨建ての営業債務の一部については、為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 敷 金 及 び 保 証 金	310,218	307,933	△2,284
(2) 従業員に対する長期貸付金 (1 年 内 回 収 予 定 を 含 む)	18,570	18,407	△163
資 産 計	328,789	326,340	△2,448
(3) 長 期 借 入 金 (1 年 内 返 済 予 定 を 含 む)	1,639,514	1,631,034	△8,479
負 債 計	1,639,514	1,631,034	△8,479
デ リ バ テ ィ ブ 取 引			
ヘ ッ ジ 会 計 が 適 用 さ れ て い る も の	41,820	41,820	—

(※1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	110,395

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年内 (千円)	1年超5年内 (千円)	5年超10年内 (千円)	10年超 (千円)
現 金 及 び 預 金	4,240,577	—	—	—
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	710,444	—	—	—
敷 金 及 び 保 証 金	—	25,638	284,579	—
従業員に対する長期貸付金 (1 年 内 回 収 予 定 を 含 む)	2,156	16,414	—	—
合 計	4,953,177	42,053	284,579	—

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	513,076	370,956	353,686	312,586	9,960	79,250
合計	713,076	370,956	353,686	312,586	9,960	79,250

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品及び金融負債

区 分		時価 (千円)			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
	デリバティブ取引				
	ヘッジ会計が適用されているもの	—	41,820	—	41,820

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

区 分		時価 (千円)			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)	敷 金 及 び 保 証 金	－	307,933	－	307,933
(2)	従業員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む)		18,407		18,407
	資 産 計	－	326,340	－	326,340
(3)	長 期 借 入 金 (1年内返済予定を含む)	－	1,631,034	－	1,631,034
	負 債 計	－	1,631,034	－	1,631,034

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

資 産

(1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

(2) 従業員に対する長期貸付金(1年内回収予定を含む)

従業員に対する長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負 債

(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、単一セグメントであり、製品及びサービスごとの顧客との契約から生じる利益を、収益認識の時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	売上区分		合計
	プロダクト	サービス	
一時点で移転される財	6,475,133	277,692	6,752,826
一定期間にわたり移転される財又はサービス	－	542,408	542,408
顧客との契約から生じる収益	6,475,133	820,101	7,295,234
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	6,475,133	820,101	7,295,234

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑧ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	645,983	710,444
受取手形	1,029	880
売掛金	644,954	709,564
契約負債	165,019	396,699

契約負債は、主に顧客から契約期間分の月額基本料金を一括で受領すること等による前受収益に関するものであり、プロダクト及びサービスの提供期間にわたり取り崩されます。なお、当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は165,019千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産	104円98銭
(2) 1株当たりの当期純損失	△24円30銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年10月3日の取締役会において、アジト株式会社の株式の一部を取得し、子会社化することについて決議し、2022年10月12日に株式を取得しております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：アジト株式会社

事業の内容：Marketing Data Platform「Databeat」の企画・開発・運営及びMarketing支援事業

②企業結合を行った主な理由

当社は2022年2月より、インターネット広告における1st Party Customer Dataの活用を可能にする「KARTE Signals」の提供を開始しており、アジト株式会社のプレイドグループ参画によって、インターネット広告領域におけるサービスを更に拡充させ、事業拡大を推し進めて参ります。

アジト社がプレイドグループに参画することで以下の実現を目指します。

a. インターネット広告における1st Party Customer Data活用の加速

これまでのインターネット広告は、広告（集客）によるコンバージョン（獲得）最大化に偏重しており、広告経由のユーザーがその体験に満足し、継続的にサービスを利用しているのかといったLTV（顧客生涯価値）やNPS（注）（顧客推奨度）などの本質的な成果を計測することは困難でした。また、広告配信の対象も、3rd Party Cookieを利用した不特定多数が中心で、結果的にユーザー側にとって心地良いとは言えない広告接触体験を提供してしまい、企業イメージやブランドが毀損することもありました。

当社の「KARTE Signals」は、1st Party Customer Dataを活用して上記の課題を解決し、企業の広告施策精度向上の先でユーザーの広告接触体験向上も同時に実現するプロダクトです。今回、アジト社の「Databeat」とプロダクト連携することにより、国内の主要なインターネット広告出稿先媒体とそれら広告に接したユーザーのデータとが一気通貫で可視化されます。様々な媒体で実施する数多くの広告キャンペーンと、それに接触したユーザーの行動変容が本質的な成果となったのか、同一ダッシュボード上に自動で描画することが可能となります。これらによって広告予算の最適化はもちろんのこと、広告運用担当者の工数削減（b.で詳細を記載）が実現します。ユーザーに合った広告を適切なタイミングで届けることで、ユーザーとのエンゲージメント向上が実現します。

(注)：ネット・プロモーター®、ネット・プロモーター・システム®、ネット・プロモーター・スコア®及び、NPS®は、ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。eNPS®はベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの役務商標です。

b. 広告レポート作成や運用業務の自動化

インターネット広告の運用は非常に煩雑で、担当者は日々、入稿作業やデータ抽出、集計やレポート作成といった作業に追われるという現状があります。「KARTE Signals」と「Databeat」がプロダクト連携することで、レポート作成業務が自動化します。将来的には運用業務の一部自動化も計画しており、運用担当者の大幅な工数削減が実現します。これら自動化によって捻出された運用担当者の時間をユーザー理解や本質的な成果向上に繋がった施策の分析、それらを反映させた広告企画の立案などに費やしていただくことを当社とアジト社は目指しております。

c. Databeat導入先を通じたKARTE Signalsの拡販

「Databeat」はインターネット広告代理店を中心に国内で234社（2022年9月末時点）が導入しており、今後はDatabeat導入企業に対する「KARTE Signals」の拡販に注力すると共に、代理店経由の販路も開拓していきます。

③企業結合日

2022年10月12日（みなし取得日2022年12月31日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び第三者割当増資の引受

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

66.8%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	225,626千円
取得原価		225,626千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 10,453千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(譲渡制限付株式報酬制度としての新株式の発行)

当社は、2022年11月8日の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことについて決議いたしました。

1. 発行の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の執行役員8名及び従業員38名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権の現物出資と引き換えに、本新株発行として当社の普通株式448,674株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員の職位に応じ、対象従業員1名につきそれぞれ当社株式を1,276株から212,834株までの範囲で株式を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間は本割当株式を概ね5分割し、約1年、約1年6か月、約2年、約2年6か月、3年と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本新株発行により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本新株発行に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

2. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年12月19日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 448,674株
(3) 発行価額	1株につき785円
(4) 資本組入額	1株につき392.5円
(5) 発行総額	352,209,090円
(6) 割当予定先	執行役員 8名 315,692株 従業員 38名 132,982株
(7) その他	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しています。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から)
(2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰 越 利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,642,620	4,602,623	4,602,623	△2,439,949	△2,439,949	△114	4,805,179
当 期 変 動 額							
新株の発行（新株予約 権 の 行 使 ）	47,407	47,407	47,407				94,815
当期純損失（△）				△523,451	△523,451		△523,451
自 己 株 式 の 取 得						△113	△113
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	47,407	47,407	47,407	△523,451	△523,451	△113	△428,749
当 期 末 残 高	2,690,028	4,650,030	4,650,030	△2,963,400	△2,963,400	△228	4,376,430

	評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益		
当 期 首 残 高	1,598	2,287	4,809,065
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株予約 権 の 行 使 ）			94,815
当期純損失（△）			△523,451
自己株式の取得			△113
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	27,416	3,430	30,847
当 期 変 動 額 合 計	27,416	3,430	△397,901
当 期 末 残 高	29,015	5,718	4,411,163

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------|-------------|
| ① 有価証券 | |
| ・ 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ・ その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ② デリバティブ | 時価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～5年
工具、器具及び備品	4年～15年

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方針

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…未払金

③ ヘッジ方針

為替変動リスク低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

- ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、振当処理を採用しているものについては、その判定を以て、有効性の判定を省略しております。

(6) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業であるSaaS事業において、顧客との契約から生じる収益は、プロダクトの提供に係るプロダクト収益とプロフェッショナルサービスの提供に係るサービス収益に分類されます。いずれの収益に関しても、月額基本料等のプロダクト及びサービスを継続的に提供することにより生じる収益は、顧客に移転されるプロダクト及びサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。プロダクトの初期導入に係る収益や一時的なスポットのサービス提供に係る収益は作業を完了することで履行義務を充足する取引と考えられるため、一時点で収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「為替差損」は4,511千円であります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」として表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

①事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,719,740千円

②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の計算書類に計上されている関係会社株式には、連結子会社である株式会社エモーションテック(以下、「エモーションテック」)に対する投資が1,709,740千円含まれております。

関係会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式の評価は、超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込があると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

エモーションテックの業績や事業計画から、当事業年度末において超過収益力が減少しておらず、評価損の計上は不要と判断しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、エモーションテックの将来の事業計画に基づき判断しており、事業計画には、積極的な採用活動による人員増加を基に、新規契約の増加や解約率の低減を背景とした、売上高の成長など、利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく将来の見積りが含まれます。当該事業計画は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	280,715千円
短期金銭債務	49,273千円

(2) シンジケートローン契約

当社は、株式会社エモーションテックの株式取得資金及び機動的且つ安定的な資金調達を行うため、取引銀行3行との間でシンジケートローン契約（タームローン及びコミットメントライン）を締結しております。本契約に係る借入未実行残高等は、以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	500,000千円
借入実行残高	—
差引額	500,000千円

なお、上記の契約については、財務制限条項が付されており、当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

- ① 2021年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び各四半期会計期間の末日における貸借対照表に基づき算出される所要運転資金並びに現金及び預金の合計金額から、有利子負債の合計金額を差し引いた金額を0円以下としないこと。
- ② 2021年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日及び各四半期会計期間の末日における単体の損益計算書に記載される営業損益を2四半期連続して損失としないこと。但し、営業損益が損失となる場合であっても、役員報酬、給料手当、雑給、法定福利費、福利厚生費、採用関連費及び広告宣伝費の合計金額が、売上金の50%相当額を超えた場合、かかる超過金額を販売費及び一般管理費から控除して算出した結果、営業損益が0以上となる場合には義務違反を構成しない。
- ③ トランシェAの実行日以降、預金残高をトランシェAの個別貸付未払金の元本金額以上に維持すること。

6. 損益計算書に関する注記

営業取引による取引高

売上高	1,600千円
売上原価	24,819千円

営業取引以外の取引による取引高

経営指導料	14,253千円
受取利息	1,019千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	63株
------	-----

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	755,605千円
減価償却費	21,475
投資有価証券	25,787
ソフトウェア	200,165
減損損失	12,250
未払事業税	8,948
その他	9,410

繰延税金資産小計	1,033,644
----------	-----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△755,605
--------------------	----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△278,039
-----------------------	----------

評価性引当額小計	△1,033,644
----------	------------

繰延税金資産合計	—
----------	---

繰延税金負債

為替予約	12,805
------	--------

繰延税金負債合計	12,805
----------	--------

繰延税金負債の純額	12,805
-----------	--------

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	株 式 会 社 RightTouch	（所有） 直接100	事業資金の貸付 経営指導及び出向	事業資金の貸付	200,000	貸付金	200,000
				利息の受取 (注)1	1,019	未収収益	504
				経営指導料 (注)2	14,253	未収入金	77,977
				出向負担金の受入 (注)3	78,149		
				業務委託料 (注)4	24,810		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

3. 出向負担金については、出向者に対する支給額を勘案の上、決定しております。

4. 業務委託費については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上で決定しております。

10. 収益認識に関する注記

連結計算書類の連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	114円11銭
1株当たり当期純損失	△13円67銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年10月3日の取締役会において、アジト株式会社の株式の一部を取得し、子会社化することについて決議し、2022年10月12日に株式を取得しております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：アジト株式会社

事業の内容：Marketing Data Platform「Databeat」の企画・開発・運営及びMarketing支援事業

②企業結合を行った主な理由

当社は2022年2月より、インターネット広告における1st Party Customer Dataの活用を可能にする「KARTE Signals」の提供を開始しており、アジト株式会社のプレイドグループ参画によって、インターネット広告領域におけるサービスを更に拡充させ、事業拡大を推し進めて参ります。

アジト社がプレイドグループに参画することで以下の実現を目指します。

a. インターネット広告における1st Party Customer Data活用の加速

これまでのインターネット広告は、広告（集客）によるコンバージョン（獲得）最大化に偏重しており、広告経由のユーザーがその体験に満足し、継続的にサービスを利用しているのかといったLTV（顧客生涯価値）やNPS（注）（顧客推奨度）などの本質的な成果を計測することは困難でした。また、広告配信の対象も、3rd Party Cookieを利用した不特定多数が中心で、結果的にユーザー側にとって心地良いとは言えない広告接触体験を提供してしまい、企業イメージやブランドが毀損することもありました。

当社の「KARTE Signals」は、1st Party Customer Dataを活用して上記の課題を解決し、企業の広告施策精度向上の先でユーザーの広告接触体験向上も同時に実現するプロダクトです。今回、アジト社の「Databeat」とプロダクト連携することにより、国内の主要なインターネット広告出稿先媒体とそれら広告に接したユーザーのデータとが一気通貫で可視化されます。様々な媒体で実施する数多くの広告キャンペーンと、それに接触したユーザーの行動変容が本質的な成果となったのか、同一ダッシュボード上に自動で描画することが可能となります。これらによって広告予算の最適化はもちろんのこと、広告運用担当者の工数削減（b.で詳細を記載）が実現します。ユーザーに合った広告を適切なタイミングで届けることで、ユーザーとのエンゲージメント向上が実現します。

(注)：ネット・プロモーター®、ネット・プロモーター・システム®、ネット・プロモーター・スコア®及び、NPS®は、ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。eNPS®はベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの役務商標です。

b. 広告レポート作成や運用業務の自動化

インターネット広告の運用は非常に煩雑で、担当者は日々、入稿作業やデータ抽出、集計やレポート作成といった作業に追われるという現状があります。「KARTE Signals」と「Databeat」がプロダクト連携することで、レポート作成業務が自動化します。将来的には運用業務の一部自動化も計画しており、運用担当者の大幅な工数削減が実現します。これら自動化によって捻出された運用担当者の時間をユーザー理解や本質的な成果向上に繋がった施策の分析、それらを反映させた広告企画の立案などに費やしていただくことを当社とアジト社は目指しております。

c. Databeat導入先を通じたKARTE Signalsの拡販

「Databeat」はインターネット広告代理店を中心に国内で234社（2022年9月末時点）が導入しており、今後はDatabeat導入企業に対する「KARTE Signals」の拡販に注力すると共に、代理店経由の販路も開拓していきます。

③企業結合日

2022年10月12日（みなし取得日2022年12月31日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び第三者割当増資の引受

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

66.8%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	225,626千円
取得原価		225,626千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 10,453千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(譲渡制限付株式報酬制度としての新株式の発行)

当社は、2022年11月8日の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことについて決議いたしました。

1. 発行の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の執行役員8名及び従業員38名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権の現物出資と引き換えに、本新株発行として当社の普通株式448,674株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員の職位に応じ、対象従業員1名につきそれぞれ当社株式を1,276株から212,834株までの範囲で株式を付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間は本割当株式を概ね5分割し、約1年、約1年6か月、約2年、約2年6か月、3年と設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本新株発行により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本新株発行に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

2. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年12月19日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 448,674株
(3) 発行価額	1株につき785円
(4) 資本組入額	1株につき392.5円
(5) 発行総額	352,209,090円
(6) 割当予定先	執行役員 8名 315,692株 従業員 38名 132,982株
(7) その他	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社プレイド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 井 知 倫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有 吉 真 哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プレイドの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プレイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上